

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 23日	
愛知県知事殿	
提出者 住 所 愛知県碧南市港南町二丁目8番地12 氏 名 アイシン辰栄(株) 取締役社長 鈴木 文彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0566-48-7000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	アイシン辰栄株式会社 衣浦工場
事業場の所在地	愛知県碧南市港本町4番地23
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機器器具製造業
② 事業の規模	売上高 3,511百万円
③ 従業員数	88人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・排水汚泥：脱水処理後熱乾燥し、処理業者へ委託して混練後原材料 ・廃プラ：処理業者へ委託し、破碎後RPF ・廃プラ(塗料カス)：破碎後天日干しし、処理業者へ委託して焼却及び混練後原材料 ・木くず：処理業者へ委託し、破碎後燃料

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図) 全社環境管理部署 工場長 (産業廃棄物責任者) 技術員G GM (マニフェスト管理者) 技術員G (マニフェスト担当者)						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度 (令和6 年度) 実績】					
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	廃プラ(塗料カス)	木くず	—
	排 出 量	2100t	14t	72t	0.7t	—
	(これまでに実施した取組) 汚泥、廃プラ(塗料カス)の乾燥 全工程にて不良低減 塗装工程にて塗着効率の向上					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	廃プラ(塗料カス)	木くず	—
	排 出 量	1680t	11.2t	57.6t	0.6t	—
	(今後実施する予定の取組) 汚泥、廃プラ(塗料カス)の乾燥 全工程にて不良低減 塗装工程にて塗着効率の向上 薬品変更による汚泥発生量低減					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排水汚泥、廃プラ(塗料カス)、廃プラ、木くず、はそれぞれについて分別。					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラを更に層別し、有価物としての引取りを目指す。					

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	塗料カス
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2070 t	36 t
	(これまでに実施した取組) 排水汚泥：遠心分離後、熱乾燥にて乾燥 廃プラ(塗料カス)：破碎後、天日干し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	塗料カス
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1656 t	28.8 t
	(今後実施する予定の取組) 排水汚泥：遠心分離後、熱乾燥にて乾燥 廃プラ(塗料カス)：破碎後、天日干し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
①現状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	—		—			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t		— t			
	(これまでに実施した取組) —						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	—		—			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t		— t			
	(今後実施する予定の取組) —						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	廃プラ(塗料カス)	木くず	—	
	全 処 理 委 託 量	30t	14t	36t	0.7t	—	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	—	14t	4t	0.7t	—	
		再生利用業者への処 理 委 託 量	30t	14t	36t	0.7t	—
		認定熱回収業者への処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
		(これまでに実施した取組) 廃プラの分別を継続し埋め立て廃棄物をなくした 粘着性の高い廃プラ(塗料カス)の不粘着化により埋立て廃棄物をなくした					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	排水汚泥	廃プラ	廃プラ(塗料カス)	木くず	—
	全 処 理 委 託 量	24t	11.2t	28.8t	0.6t	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	11.2t	28.8t	0.6t	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	24t	11.2t	28.8t	0.6t	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組) 廃プラの更なる分別を行い、有価物としての引取りを目指す。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。